

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长	平成 28年 7月 13日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院石原上川原町1-2	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都生活協同組合 専務理事 大島 芳和 電話 075 - 681 - 1100

主たる業種	各種食品小売業	細分類番号	5   8   1   1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	基準年度をもとに、平成28年度のCO <sub>2</sub> 排出量を93.5%にすることをめざします。この目標を省エネ機器設備の導入や再生可能エネルギーの活用、エネルギー消費効率の向上、マネジメント活動の推進などにより実現します。						
計画を推進するための体制	環境管理責任者の統括のもと環境管理委員会を設置し、日本生協連の「全国の生協の温室効果ガス総量削減長期計画」と結合させて進捗管理を実施していきます。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業活動に伴う排出の量	7,135.0 トン	6,926.9 トン	6,532.5 トン	トン	-5.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	8,049.0 トン	6,926.9 トン	6,532.5 トン	トン	-16.4 パーセント	
	実績に対する自己評価	11年10月より(株)ファイナルゲートの「省エネチューニング」実施による省エネ効果によって削減が進んだ。リニューアル店舗での省エネ機器導入などの対策を実施した。					
重点的に実施する取組の実施状況	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率
	事業系合計	事業活動に伴う排出の量 (供給高 億円)	17.66	17.32	15.92		-5.89 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
具体的な取組及び措置の内容	実績に対する自己評価	リニューアル店舗での省エネ機器導入による削減に加えて上記の省エネ・節電のとりくみにより原単位でも改善が進んだ。加えて、供給高も前年を上回った事で改善された。					
	（26）年度	コーポレートのリニューアル、コーポレートの建替によるエネルギー使用減。(株)ファイナルゲートによる省エネチューニングの継続。					
	（27）年度	コーポレートのリニューアルによるエネルギー使用減。(株)ファイナルゲートによる省エネチューニングの継続。					
（28）年度							
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	職員駐車場の用地を別途借りている事業所において、公共交通機関で通勤可能な職員へ働きかけを行うと共に、駐車費用の負担についても適正化に向けて検討を行う。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	事業所の多くが、公共交通機関での通勤が不便な立地となっており、実施が難しい状況であった。引き続き職員の理解を得られるよう取組を進める。					
	区分	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に賛する社会貢献活動	ライトダウンキャンペーン(夏至・七夕)への参加。マイバック持参率93.9%。容器包装の店舗での回収。PETボトルキヤップの全店での回収実施。京都モデルフォレスト運動に参加し亀岡市旭町三俣地区での森林保全を、職員・組合員によるボランティアで年間2回実施し、森林整備を実施。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。